

大船渡市学校統合合同協議会設置要綱

(設置)

第1 大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、市内小・中学校の統合について合意が図られた各地区の学校統合協議会の間で、統合に向けた基本的事項について協議するため、関係地区による学校統合合同協議会（以下「合同協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 合同協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を大船渡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 統合の方式に関すること。
- (2) 統合の時期に関すること。
- (3) その他小・中学校の統合に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3 合同協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 合同協議会の委員は、各地区の学校統合協議会委員の中から教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4 合同協議会に会長 1 人及び副会長 3 人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、合同協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6 合同協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 合同協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 合同協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 合同協議会の庶務は、教育委員会事務局学校統合推進室において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、合同協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。